



宮 崎 県 公 報

平成22年6月21日（月曜日） 第 2193 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定予定（3件）……………（自然環境課）	1	○道路の供用の開始（6件）……………（道路保全課） 3
○保安林の指定解除の予定の通知……………（ ” ）	1	病院局公営企業告示
○道路の区域の変更（6件）……………（道路保全課）	2	○公金の収納の事務の委託について…………… 4
		教育長訓令
		○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正 する訓令…………… 4

告 示

宮崎県告示第 371号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字日平1563

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 372号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉1008-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小ヶ倉1008-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 373号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 延岡市島浦町82-1、145

2 指定の目的 魚つき

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 立木の伐採を禁止する。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 374号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 解除予定保安林の所在場所 延岡市桜ヶ丘3丁目7097-2、7098-8（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養、土砂の流出防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

供する。)

宮崎県告示第 375号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字北 平1662番 4 地先から同 郡同町同大 字同字1662 番 6 地先ま で	旧	5.5 ~ 6.0	8.0
				新	5.5 ~ 7.7	

宮崎県告示第 376号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番 1 地 先まで	旧	5.7 ~ 6.4	11.8
				新	8.1 ~ 8.8	

宮崎県告示第 377号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番 1 地 先まで	旧	11.2 ~ 14.2	11.9
				新	14.2 ~ 18.6	

宮崎県告示第 378号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番 4 地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番 4 地 先まで	旧	9.3 ~ 11.2	3.7
				新	11.1 ~ 12.1	

宮崎県告示第 379号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 銀鏡字圀 7 42番 1 地先 から同市同 大字同字 7 42番 1 地先	旧	12.8 ~ 21.2	79.0
				新	13.8 ~ 24.5	

まで

宮崎県告示第 380号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 平郡字天神 免 213番地 先から同市 同大字字別 府代 503番 1 地先まで	旧	7.6 ～ 13.4	135.0
				新	10.4 ～ 10.6	135.0

宮崎県告示第 381号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字北 平1662番 4 地先から同 郡同町同大 字同字1662 番 6 地先ま で	平成22年 6 月21日

宮崎県告示第 382号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番 1 地 先まで	平成22年 6 月21日

宮崎県告示第 383号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 1674番 1 地 先まで	平成22年 6 月21日

宮崎県告示第 384号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月21日から平成22年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字桐 元谷流1674 番 4 地先か ら同郡同町	平成22年 6 月21日

				補 佐	一
[略]					
3 職員 の服務 等に関 する事 務	[略]	(3) 課(室)の職員の扶養手 当、住居手当、通勤手当、 <u>単 身赴任手当及び子ども手当</u> の 認定に関すること。	[略]		
[略]					

別表第 2 (第 4 条関係)

本庁各課(室)特定専決事項

課(室)	事 項	専決区分		
		教 育 次 長	課 (室) 長	課 (室) 長 補 佐
1 総務 課	[略]	[略]		
	(9) 次長等の扶養手当、住居手当 、通勤手当、 <u>単身赴任手当及びこ ども手当</u> の認定に関すること。	[略]		
[略]				
4 教職 員課	[略]	[略]		
	(6) [略]	[略]		
	(7)~(12) [略]	[略]		

別表第 3 (第 5 条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
[略]		
教育事務 所長共通 専決事項	[略]	(1)・(2) [略] (3) [略]
[略]		
スポーツ 指導セン ター所長 専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、 <u>単身赴任手当及びこ ども手当</u> の認定に関すること。
[略]		
西都原考 古博物館	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、 <u>単身赴任手当及びこ</u>

				補 佐	一
[略]					
3 職員 の服務 等に関 する事 務	[略]	(3) 課(室)の職員の扶養手 当、住居手当、通勤手当 <u>及び 単身赴任手当</u> の認定に関する こと。	[略]		
[略]					

別表第 2 (第 4 条関係)

本庁各課(室)特定専決事項

課(室)	事 項	専決区分		
		教 育 次 長	課 (室) 長	課 (室) 長 補 佐
1 総務 課	[略]	[略]		
	(9) 次長等の扶養手当、住居手当 、通勤手当 <u>及び単身赴任手当</u> の認 定に関すること。	[略]		
[略]				
4 教職 員課	[略]	[略]		
	(6) [略]	[略]		
	(7) 県費負担教職員の子ども手当 のうち、平成22年度における子 ども手当の支給に関する法律(平成 22年法律第19号)附則第3条の規 定により認定の請求があったもの とみなされたものの認定に関する こと。			○
	(8)~(13) [略]	[略]		

別表第 3 (第 5 条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
[略]		
教育事務 所長共通 専決事項	[略]	(1)・(2) [略] (3) 県費負担教職員の子ども手当 の認定に関すること(教職員課特 定専決事項を除く。) (4) [略]
[略]		
スポーツ 指導セン ター所長 専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、 <u>単身赴任手当及び子 ども手当</u> の認定に関すること。
[略]		
西都原考 古博物館	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、 <u>単身赴任手当及び子</u>

副館長専 決事項		も手当の認定に関すること。 (2) [略]	副館長専 決事項		も手当の認定に関すること。 (2) [略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
出先機関 及び教育 機関の庶 務業務を 主管する 課長共通 専決事項	[略]	(1) [略] (2) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当及びこども 手当の認定に関すること。 (3) [略]	出先機関 及び教育 機関の庶 務業務を 主管する 課長共通 専決事項	[略]	(1) [略] (2) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当及びこども 手当の認定に関すること。 (3) [略]
	[略]			[略]	
県立学校 事務長共 通専決事 項	[略]	(1)～(4) [略] (5) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当及びこども 手当の認定に関すること。	県立学校 事務長共 通専決事 項	[略]	(1)～(4) [略] (5) 職員の扶養手当、住居手当、 通勤手当、単身赴任手当及びこども 手当の認定に関すること。
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の宮崎県教育委員会事務決裁等規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。